資料１－⑨

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
９　就労支援施策の充実・強化	社会参加係

【目的】

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

【推進施策】

①道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
②一般就労の推進
③多様な就労の機会の確保
④福祉的就労の底上げ

【取組内容】

１．働く障がい者に対する社会全体での応援体制づくりのための「障がい者就労支援企業認証制度」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人１アクション」の推進
２．障がい者就労施設等の受注機会増大のための優先調達の推進及び市町村への働きかけ
３．関係機関のネットワーク充実のための北海道障害者雇用支援合同会議の開催
４．就労支援サービスの質の向上のための自己評価制度の導入
５．農福連携の取組など地域における新たな業態、業種の開拓・確保
６．工賃向上のための指定法人制度の推進

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
年間一般就労者数	1,414人	1,043人	1,069人	1,155人
一般就労移行者数（就労移行支援事業）	840人	591人	588人	590人
一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	229人	185人	196人	207人
一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	323人	267人	285人	358人
就労定着支援事業の利用者数	70%	75.6%	82.0%	85.5%
職場定着率８割以上の事業所の割合	70%	66.7%	66.2%	69.0%
障害者就業・生活支援センターの整備	12カ所	11カ所	12カ所	12カ所
平均工賃月額 ※令和５年度は、令和６年度報酬改定にて平均工賃月額の計算方法が変更となったことにより、実績が増加している	30,610円	19,523円	19,932円	26,675円
工賃向上計画を策定する事業所の割合	100%	98.7%	98.5%	98.1%
企業認証制度登録企業数	213社	180社	210社	216社
優先調達方針を策定する市町村数	179市町村	154市町村	154市町村	156市町村

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	イベント等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ
2	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ	道庁各部局への障害者就労施設等からの物品等の調達の働きかけ及び市町村への調達方針策定への働きかけ
3	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整	北海道障害者雇用支援合同会議開催による関係施策の調整
4	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化	自己評価制度の実施による就労支援サービスの改善及び実施結果を活用した地域の支援ネットワーク強化
5	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進	農業等の就労事例の周知及び取組の促進
6	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援	指定法人による授産事業所の収益力向上及び販路拡大支援

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ	パネル展やブックフェア等での「企業認証制度」及び「アクション」のＰＲ
2	道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ	道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ	道庁各部局への調達可能物品等の周知及び市町村への調達方針策定の働きかけ
3	一般就労を推進するための施策の検討	一般就労を推進するための施策の検討	一般就労を推進するための施策の検討

4	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進	利用者の利便性向上のための自己評価結果の開示促進
5	ノウフクマルシェやコロナ禍に対応したオンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施、成果報告会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止	ノウフクマルシェやコロナ禍に対応したオンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施、成果報告会の開催	ノウフクマルシェやオンラインマルシェの開催、農福・水福連携マッチング事業の実施、成果報告会の開催
6	複数事業所での共同商品開発支援や大型商業施設での販売会の拡大(21回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止	複数事業所での共同商品開発支援や大型商業施設での販売会の拡大(25回)	複数事業所での共同商品開発支援や大型商業施設での販売会の拡大(25回)

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・障がい者の新たな就労の場の創出のため、農福連携では生産物の販路拡大や売上向上に向けた取組、地域の経済社会を支える農業、福祉、商工等の各機関の連携による一層の充実に取り組んでいく。

・企業認証制度については、Ｒ３年度から働き方改革推進企業認定制度の加点対象となったことで申請増となったが、有効期限満了により登録数は減少したため、更なる普及啓発が必要であり、業界団体への働きかけに取り組んでいく。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	
C	○農福・水福連携などによる就労の場の創出などに一層取り組む必要がある。 ○企業認証制度の認証企業数の拡大などに向けた検討が必要である。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

○農福・水福連携などの実施拡大に向けた施策を検討する。

○企業認証制度の認証企業数の拡大などに向け検討する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・工賃向上計画を策定する事業所の割合が増え、平均工賃月額も全国平均(16,507円)を超え、19,523円となっているものの、就労継続支援A型事業の平均賃金月額の全国平均(81,645円)より 3,283円低い 78,362円となっており、農業や企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大や工賃（賃金）水準の向上、職場定着を促進する。

・企業認証制度については、積極的な制度に取り組んだ結果、企業の新規登録数が増加しているが、認証の条件である法定雇用率が令和６年度から段階的に抱き上げられることから、引き続き、制度の周知に取り組んでいく。

○評価

評価区分（※）	
B	○　平均工賃・賃金月額が増加しているが、目標額には達していないこともあり、さらなる、働きかけが必要である。 ○　障がい者の法定雇用率を超えて企業認証に取り組んでいる企業が増加したものの、雇用率の改正を踏まえ、さらなる制度の周知と登録への働きかけが必要である。

○次期計画に向けての意見や方向性

- さらなる就労機会の拡大や工賃・賃金向上、職場定着の取組を促進する。
- 障がい者の法定雇用率の改正の周知と企業認証登録への働きかけを進める。
- 農福連携の取組をはじめ、就労の場の創出に向け、福祉と農業者、企業等との連携が必要である。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況	
・地場産業や企業との連携・協働に取り組み、目標値には届かなかったものの、平均工賃月額（就労継続支援B型）は 26,675円（全国平均：23,053円）、平均賃金月額（就労継続支援A型）は 87,755円（全国平均：86,752円）と共に全国平均を上回った。 ・また、企業認証制度については、各種イベントでの PR や企業への周知に取り組んだ結果、目標値を達成することができた。 ・一般就労の推進については、障害者就業・生活支援センターを１カ所整備したものの、一般就労者数は目標値に大きく届かなかった。	
○評価	
評価区分 （※）	・さらなる就労機会の拡大や工賃・賃金向上、一般就労への移行に向けた取組を促進する。 ・引き続き、農福連携の取組をはじめとした就労の場の創出に向け、福祉と事業者、企業等との連携が必要である。
B	

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

資料１－⑩

第６期北海道障がい福祉計画推進管理票

【推進項目】	【担当係】
１０　多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	地域支援係・事業指導係

【目的】

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともにサービスの提供に直接必要な多様な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

【推進施策】

①人材の養成・確保

②サービスの質の向上

【取組内容】

１　サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、サービス提供の中核を担うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の養成や、強度行動障がいなどの障がい特性に応じた適切な支援ができる者の養成

２　サービス管理責任者や相談支援従事者等の資質の向上を図るため、身近な地域でのフォローアップ研修の実施

３　北海道自立支援協議会を活用した研修体制や内容等の検討

４　利用者が適切にサービスを選択できるよう障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表

５　サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用（地域福祉課）

【関連する成果目標】

項目	目標値	実績（進捗率）		
		R3	R4	R5
	目標値の設定なし			

【工程表】

取組番号	R3	R4	R5
1	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の必要数の養成
2	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施	地域づくりコーディネーターを活用したフォローアップ研修の実施
3	北海道自立支援協議会を	北海道自立支援協議会を	北海道自立支援協議会を

	活用した研修体制や内容等の検討	活用した研修体制や内容等の検討	活用した研修体制や内容等の検討
4	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表	障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表
5	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知

【取組状況】

取組番号	R3	R4	R5
1	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等養成研修の実施	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等養成研修の実施	相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等養成研修の実施
2	フォローアップ研修の実施	フォローアップ研修の実施	フォローアップ研修の実施
3	北海道自立支援協議会人材育成部会での研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会人材育成部会での研修体制や内容等の検討	北海道自立支援協議会人材育成部会での研修体制や内容等の検討
4	指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所・入所施設一覧の公表	指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所・入所施設一覧の公表	指定障害福祉サービス事業所・指定障害児通所支援事業所・入所施設一覧の公表
5	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知	国の制度を活用した苦情解決制度・評価制度の周知

【評価・改善】

■Ｒ３年度の実績・Ｒ４年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を養成する研修の定員を確保する必要があるため、引き続き指定研修事業者への定員増の協力要請等を行う。

・障害福祉サービスの質の向上のため、引き続き各振興局において障害福祉サービス事業者等の指定にあたり指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。

○評価（R4年度施策推進審議会での意見）

評価区分（※）	安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理

B	責任者等の養成及び障害福祉サービスの質の向上が重要なので、人材の養成やサービスの質の向上に向け取り組む必要がある。

○令和５年度に向けた改善の方向性（R4年度施策推進審議会での意見）

・受講希望者のニーズを踏まえた研修定員を確保するよう、指定研修事業者への定員増の協力要請や新たな研修事業者の指定等を検討する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ４年度の実績・Ｒ５年度の取組状況を踏まえて

○課題と今後の対応

・安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を養成する研修の定員を確保する必要があるため、新たな指定研修事業者の指定や、指定研修事業者への定員増の協力要請等を行う。

・意思決定支援の質の向上のため、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を養成する研修に意思決定支援の推進について盛り込むことを検討する。

・障害福祉サービスの質の向上のため、引き続き各振興局において障害福祉サービス事業者等に対する集団指導や実地指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。

・障害福祉サービス事業所等での意思決定支援が適切に進められるよう、集団指導や実施指導において、国ガイドラインの周知や支援体制の整備等について助言・指導を行う。

○評価

評価区分（※）	
B	安定したサービスが提供されるためには、相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成及び障害福祉サービスの質の向上が重要なので、人材の養成やサービスの質の向上に取り組む必要がある。

○次期計画に向けての意見や方向性

・福祉関係専門職員や保健医療関係専門職員等の養成・確保を図るため、修学資金の貸付け等を実施し、人材確保に努める。

・受講希望者のニーズを踏まえた研修定員を確保するよう、引き続き、指定研修事業者への定員増の協力要請等を検討するとともに、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を養成する研修に意思決定支援の推進について盛り込むことを検討する。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている

【評価・改善】

■Ｒ５年度の実績踏まえ、第６期計画の成果等

○３年間の取組状況と目標達成状況

・障害福祉サービスの質の向上のため、引き続き各振興局において障害福祉サービス事業者等に対する集団指導や実地指導を行うとともに、サービス利用に関する苦情解決制度や評価制度が適正に活用されるよう周知を行う。

・障害福祉サービス事業所等での意思決定支援が適切に進められるよう、集団指導や実施指導において、国ガイドラインの周知や支援体制の整備等について助言・指導を行う。

・相談支援専門員やサービス管理責任者等必要な人材を養成する研修の定員を確保するため、指定研修事業者へ協力要請を行い定員枠の拡大を図った。

・研修指定事業者が実施する相談支援専門員等の養成研修に、意思決定支援に特化した専門別コース研修を設定していただいて実施した。

○評価

評価区分（※）	
B	・障害福祉サービスが安定して提供されるためには、事業所に従事する相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成・確保、資質向上が重要であるため、引き続き受講希望ニーズに応じた研修枠の確保に努める必要がある。

※評価区分について　Ａ：適正、Ｂ：おおむね適正、Ｃ：遅れている